

令和3年度意見第3号
令和4年3月15日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年2月28日付でアクセンチュア株式会社 江川 昌史から提出された新技術等実証計画に対する経済産業大臣の見解（令和4年3月11日20220228情第6号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和3年度意見第4号
令和4年3月15日

法務大臣
古川 禎久 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和4年2月28日付でアクセンチュア株式会社 江川 昌史から提出された新技術等実証計画に対する法務大臣の見解（令和4年3月10日法務省民制第23号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）